

## お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課  
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112  
FAX 67-2117

### 町補助事業（新型コロナウイルス対策関連）の申請はお済ですか

新型コロナウイルス感染症対策関連で実施している以下の町補助事業について、申請期限が迫っています。

該当する事業者の方は、期限までに申請をお願いします。

#### 〇対象事業

##### ①持続化給付加算金

###### ▶内容

2020年1月以降、1か月の事業収入が前年同月比で50%以上減少し、国の持続化給付金の給付決定を受けた事業者に対し、町が上乘せして加算金を支給

###### ▶加算金額

国の持続化給付金給付決定額の2/10以内の額

###### ▶申請期限

2月15日（月）

##### ②オンライン化促進支援事業費補助金

###### ▶内容

在宅勤務やWEB商談会等を可能とするテレワーク環境整備経費（パソコン、ソフトウェア購入費等）に対して補助

###### ▶補助率等

補助率：2/3（上限100万円）

###### ▶補助対象期間

令和2年4月7日～令和3年2月12日の間に購入・整備したもの（支払完了）が対象となります。

###### ▶申請期限

2月12日（金）

##### ③事業承継・雇用継続奨励金

###### ▶内容

以下に該当する場合に奨励金を給付します。

- A. 事業を承継するために県外から移住する方
- B. 企業の吸収・合併等によって事業継続する方

###### ▶奨励金額

- A. 50万円
- B. 100万円

###### ▶対象要件

令和2年7月3日から令和3年2月26日までに個人事業主の事業を承継した方または事業の承継に関して最終合意した方が対象となります。

###### ▶申請期限

2月26日（金）

###### ▶申請・問合せ先

総合産業課 商工観光係  
☎67-2113



## 納税相談のお知らせ（新型コロナウイルス関係）

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減で、町税や保険料の納付に不安がある方を対象に納税相談を行っています。特例徴収猶予や保険税（料）特例減免の制度を利用できる場合がありますので、まずは電話でご相談ください。

### ▶受付時間

午前9時～午後4時30分（土日・祝日を除く）

### ▶相談・問合せ先

税務町民課 税務係

☎67-2107

## 「朝日町地域商品券」使用期限のお知らせ

朝日町地域商品券の使用期限は、令和3年2月28日（日）です。使用期限を過ぎた場合、地域商品券は無効となりますので、使い残しのないように、ぜひご利用ください。

### ▶使用期限 令和3年2月28日（日）

### ▶問合せ先

総合産業課 商工観光係

☎67-2113

## 山形県飲食業等緊急支援給付金について

県では、新型コロナウイルス感染者の急増による自粛ムードの広がりから、これまでになく厳しい経営状況にある、酒類を提供する夜間営業の飲食店等に対して、事業継続できるよう県独自の給付金を緊急に給付します。

### ▶対象事業者

- ①酒類を提供する夜間営業の飲食店
- ②運転代行業

### ▶給付額

1事業者あたり20万円  
（県内で複数店舗を経営する事業者、単独店舗でも従業員数が6名以上の事業者は30万円）

### ▶対象要件

- ①県内に本社または本店を置く中小企業・小規模事業者及び個人事業主
- ②通常営業で夜9時以降も営業していること（飲食店の場合）
- ③酒類を提供していること（飲食店の場合）
- ④10月、11月、12月いずれかの売上が前年同月比で30%以上減少したこと

⑤新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインによる対策を実施していること

⑥今後も事業を継続すること

### ▶申請方法

村山総合支庁地域産業経済課へ郵送  
（送付先：〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68）

### ▶受付期限

2月26日（金）必着

※詳細内容や提出書類等については、県ホームページをご覧ください。

### ▶問合せ先

山形県飲食業等緊急支援給付金コールセンター

☎0120-120-472（フリーダイヤル）

開設期間 令和3年1月4日～（土日祝日含む）

受付時間 午前8時30分～午後5時30分